

○熊本県ふぐ取扱条例

(昭和 33 年 7 月 19 日条例第 27 号)

改正 昭和 47 年 12 月 27 日条例第 64 号 昭和 51 年 3 月 30 日条例第 20 号
昭和 56 年 9 月 21 日条例第 35 号 昭和 61 年 3 月 27 日条例第 11 号
平成元年 3 月 25 日条例第 21 号 平成 4 年 3 月 22 日条例第 21 号
平成 5 年 3 月 26 日条例第 17 号 平成 6 年 3 月 29 日条例第 19 号
平成 7 年 10 月 2 日条例第 53 号 平成 8 年 3 月 25 日条例第 18 号
平成 9 年 3 月 25 日条例第 15 号 平成 11 年 3 月 16 日条例第 15 号
平成 12 年 3 月 23 日条例第 9 号 平成 14 年 3 月 25 日条例第 16 号
平成 19 年 3 月 16 日条例第 4 号 令和 2 年 10 月 13 日条例第 45 号

熊本県ふぐ取扱条例を公布する。熊本県ふぐ取扱条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ふぐの取扱について必要な規制を行い、もってふぐの毒による食中毒を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「処理」とは、ふぐの卵巣、肝臓、胃、腸その他の毒性のある部分(以下「有毒部位」という。)を除去することをいう。

2 この条例において「ふぐ処理師」とは、ふぐの処理に関する実務に従事する者であつて、第 5 条第 1 項の規定による知事の免許を受けたものをいう。

(販売の制限)

第 3 条 ふぐは、有毒部位を除去したものでなければ、販売してはならない。ただし、ふぐの販売、加工又は処理を業とする者に対して販売するときは、この限りでない。

(処理の制限)

第 4 条 ふぐ処理師でない者は、業として処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理師(第 10 条第 2 項の規定により業務の停止を命ぜられている者を除く。)の立会い及び監督の下で処理に従事する場合は、この限りでない。

(免許)

第 5 条 ふぐ処理師の免許(以下「免許」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

(1) 知事の行うふぐ処理師試験に合格した者

(2) 食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。)別表第 17 第 1 号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると他の都道府県知事等(省令第 2 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事等をいう。)が認める者であつて、知事が適当と認めるもの

2 前項の規定により免許を受けた者は、省令別表第 17 第 1 号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると知事が認める者とする。

3 ふぐ処理師でない者は、ふぐ処理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
(絶対的欠格事由)

第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条の免許を与えない。

(1) 18歳未満の者

(2) 第10条第2項の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者

(相対的欠格事由)

第5条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第5条の免許を与えないことがある。

(1) 視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

2 知事は、第5条の免許の申請を行った者が前項第1号に規定する者に該当すると認める場合において、当該者が免許を受けることができるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により、障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(意見の聴取)

第5条の4 知事は、第5条の免許を申請した者について、前条第1項第1号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許証の交付)

第6条 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理師免許証(以下「免許証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、免許証に、ふぐ処理師の住所、氏名その他規則で定める事項を記載する。

3 ふぐ処理師は、ふぐ処理に従事する場合には、免許証を携帯し、当該職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(免許証の書換え等)

第7条 ふぐ処理師は、前条第2項の規定による免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証を添えて、知事に書換えを申請しなければならない。

2 ふぐ処理師は、免許証を亡失し、又はき損したときは、再交付を受けることができる。

(試験)

第8条 ふぐ処理師試験(以下「試験」という。)は、ふぐの種類の見分けに関する知識及び有毒部位を除去する技術等について行う。

2 試験は、筆記試験及び実地試験とする。

3 試験は、毎年少なくとも1回知事が行う。

4 試験の期日、場所その他試験の実施に関して必要な事項は、あらかじめ、知事が公告する。

(遵守事項)

第9条 ふぐ処理師は、ふぐの処理を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 有毒部位は、完全に除去すること。
- (2) 有毒部位は、焼却、埋却、薬品処理その他人畜に害を与えるおそれのない方法で処分すること。
- (3) 有毒部位を直ちに処分しないときは、専用の廃棄物容器に入れて鍵をかけること。
- (4) ふぐの処理に用いた器具は、完全に洗浄すること。
- (5) その他知事がふぐの毒による食中毒を防止するため指示した事項

(免許の取消等)

第10条 知事は、ふぐ処理師が第5条の3第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

2 知事は、ふぐ処理師がこの条例の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第4条の規定に違反した者
- (2) 第10条第2項の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(雑則)

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和33年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日前において、ふぐの処理の実務に従事していた者又は処理所を設置していた者であって、昭和33年9月30日までに知事に届け出たものは、昭和33年12月31日までは、第4条の規定による免許を受け、又は第9条の規定による登録を受けたものとみなす。

附 則(昭和 47 年 12 月 27 日条例第 64 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 9 月 21 日条例第 35 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項各号の改正規定は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の熊本県ふぐ取扱条例第 14 条第 1 項の規定は、昭和 56 年 10 月 1 日以後に行われる願又は申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた願又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 3 月 27 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 25 日条例第 21 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 22 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 3 月 26 日条例第 17 号)

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 19 号)

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条第 1 項第 5 号から第 7 号までの規定は、平成 6 年 4 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 10 月 2 日条例第 53 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第1号から第4号までの改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第1項第2号から第4号までの規定は、平成8年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第15号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項第5号から第7号までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月16日条例第15号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項第2号から第4号までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月23日条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第4号)抄

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月13日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例（以下「旧ふぐ取扱条例」という。）第9条第1項の登録を受けている者（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備等政令」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業を行う者に限る。）については、当該営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。）第52条第1項の許可に係る同条第3項の有効期間の満了の日（同日以前に当該営業に係る改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条第1項の許可を受けたときは、当該許可を受けた日の前日）までの間は、旧ふぐ取扱条例第10条第2項から第4項まで、第11条及び第13条第3項の規定（同項の規定に係る罰則を含む。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧ふぐ取扱条例第10条第2項中「登録証」とあるのは「熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第 号）第2条の規定による改正前の熊本県ふぐ取扱条例第10条第1項の規定により交付を受けた登録証」と、「処理所」とあるのは「ふぐの処理を行う場所（以下「処理所」という。）」とする。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧ふぐ取扱条例第10条第4項において読み替えて準用する熊本県ふぐ取扱条例第7条第1項の規定に基づくふぐ処理所登録証の書換え及び同条第2項の規定に基づくふぐ処理所登録証の再交付に係る手数料については、第4条の規定による改正後の熊本県手数料条例（以下「新手数料条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 次項の規定によりなおその効力を有することとされる第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（以下「旧特定食品衛生条例」という。）第8条第2項の規定に基づく食品の種類追加又は造作若しくは設備の変更に係る施設の審査に係る手数料については、新手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧特定食品衛生条例第3条第1項の許可を受けて営業を行う者で、施行日以後において整備等政令第9条の規定の適用を受けて新法第55条第1項の許可を受けずに引き続き当該営業を行うものについては、施行日から起算して3年を経過する日（同日以前に当該営業に係る同項の許可を受けたときは、当該許可を受けた日の前日）までの間は、旧特定食品衛生条例第2条第1項及び第2項（第2号及び第3号を除く。）、第3条の2、第6条、第8条、第9条第1項、第10条から第12条まで、第15条並びに別表第1項の規定（旧特定食品衛生条例第11条の規定に係る罰則を含む。）は、この条例の施

行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧特定食品衛生条例第2条第2項第1号	食品衛生法施行令	食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令
	、食品衛生法	、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法
旧特定食品衛生条例第2条第2項第1号イ	次号のサ	そうざい（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚げ物、蒸し物、酢の物又はあえ物をいい、食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食品をいう。）、魚肉ねり製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類する食品を含む。）及び豆腐類（油揚げ及び厚揚げを含む。）に該当する食品を除く。）
旧特定食品衛生条例第3条の2第1項	前条第1項	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（以下「旧特定食品衛生条例」という。）第3条第1項
旧特定食品衛生条例第6条	第3条第1項	旧特定食品衛生条例第3条第1項
	食品製造業等	食品製造業
旧特定食品衛生条例第8条第1項	食品営業者は、第3条第3項に規定する有効期間中に	食品営業者は
旧特定食品衛生条例第8条第1項第1号	製造し、又は販売する	製造する
	まで及び同項第2号のアからサまで	まで
旧特定食品衛生条例第8条第1項第3号及び第4号	製造所又は店舗	製造所
旧特定食品衛生条例	製造し、若しくは販売する	製造する

例第8条 第2項	施設	製造所
旧特定食 品衛生条 例第10 条	施設若しくは 製造し、若しくは販 売し、又は食品行商 を営む者が第7条各 号に掲げる事項を遵 守しないで行商を行 っている	製造所又は 製造している
	若しくは改善し、又 は第7条に規定する 遵守義務を履行すべ き	又は改善すべき
旧特定食 品衛生条 例第11 条	施設	製造所
	第3条第1項 食品製造業等	旧特定食品衛生条例第3条第1項 食品製造業

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 7 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第9号から第41号までを次のように改める。

- 9 調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請手数料
- 10 食肉販売業許可申請手数料
- 11 魚介類販売業許可申請手数料
- 12 魚介類競り売り営業許可申請手数料
- 13 集乳業許可申請手数料
- 14 乳処理業許可申請手数料
- 15 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
- 16 食肉処理業許可申請手数料
- 17 食品の放射線照射業許可申請手数料
- 18 菓子製造業許可申請手数料
- 19 アイスクリーム類製造業許可申請手数料
- 20 乳製品製造業許可申請手数料
- 21 清涼飲料水製造業許可申請手数料
- 22 食肉製品製造業許可申請手数料

- 23 水産製品製造業許可申請手数料
- 24 氷雪製造業許可申請手数料
- 25 液卵製造業許可申請手数料
- 26 食用油脂製造業許可申請手数料
- 27 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料
- 28 酒類製造業許可申請手数料
- 29 豆腐製造業許可申請手数料
- 30 納豆製造業許可申請手数料
- 31 麺類製造業許可申請手数料
- 32 そうざい製造業許可申請手数料
- 33 複合型そうざい製造業許可申請手数料
- 34 冷凍食品製造業許可申請手数料
- 35 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料
- 36 漬物製造業許可申請手数料
- 37 密封包装食品製造業許可申請手数料
- 38 食品の小分け業許可申請手数料
- 39 添加物製造業許可申請手数料
- 40 及び 41 削除

別表第1 手数料の項第3 5 3号から第3 5 5号までを次のように改める。

353 から 355 まで 削除

別表第1 手数料の項第5 3 1号から第5 3 5号までを次のように改める。

531 から 535 まで 削除

- 8 附則第2 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧ふぐ取扱条例第1 0 条第4 項において読み替えて準用する熊本県ふぐ取扱条例第7 条第1 項の規定に基づくふぐ処理所登録証の書換え及び同条第2 項の規定に基づくふぐ処理所登録証の再交付に係る手数料については、前項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例（以下「新収入証紙条例」という。）別表第1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 附則第5 項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特定食品衛生条例第8 条第2 項の規定に基づく食品の種類追加又は造作若しくは設備の変更に係る施設の審査に係る手数料については、新収入証紙条例別表第1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 10 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成1 1 年熊本県条例第5 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第6 0 号事務の欄(1)中「、第7 条第1 項（条例第1 0 条第4 項において準用する場合を含む。）及び第9 条第2 項」を「及び第7 条第1 項」に改める。

別表中第63号を削り、第64号を第63号とし、第65号から第68号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧ふぐ取扱条例第10条第4項において読み替えて準用する熊本県ふぐ取扱条例第7条第1項の規定による申請の受付に関する事務の処理については、前項の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新特例条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 12 附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特定食品衛生条例第8条第1項及び第9条第1項の規定による届出の受理、旧特定食品衛生条例第8条第2項の規定による検査、旧特定食品衛生条例第10条の規定による勧告並びに旧特定食品衛生条例第11条の規定による命令及び取消しに関する事務の処理については、新特例条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。